

岩手県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市鉾ヶ崎第6地割83の3、83の5、崎鉾ヶ崎第12地割1の12、1の16
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため